令和４年 法律改正

助成手続きの負担減少

＜指定難病の医療費助成＞
受診先の変更手続きが不要に！

Point！

✓医療費(難病)の助成には受診を希望する医療機関の事前申告が必要
✓受診先を変える度に事前申告が必要で、手続きの負担が大きかった
✓難病法等の改正により、**受診する医療機関の変更に伴う事前申告が不要となり、患者さんの負担が大きく減り、受診しやすくなった**

地域の課題

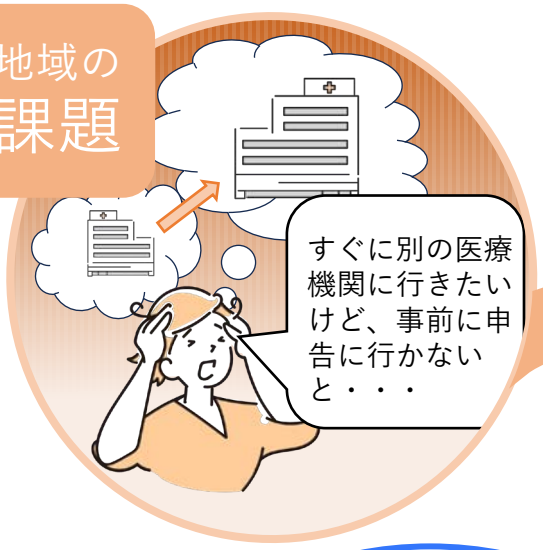

自治体の提案

提案の成果

提案の成果

「個別の医療機関名ではなく、包括的な記載」とすることにより、利便性が向上しました

住民サービスの向上

提案実現後の状況

提案団体での活用状況

茨城県内では、年間延べ約**3,000**件の受診先の変更申請がなくなりました。

この**提案をきっかけに**、これまで患者さんの負担となっていた**変更手続きがなくなった**ことで、助成制度の**使い勝手がよくなり、住民サービスの向上**につながりました。

また、提案後とても早く改善されたほか、手続きの負担が無くなったため、患者さんや関係者の皆さんから喜ばれています。

＜提案の実現を後押しした団体（提案団体）＞

茨城県・福島県・栃木県・群馬県・新潟県

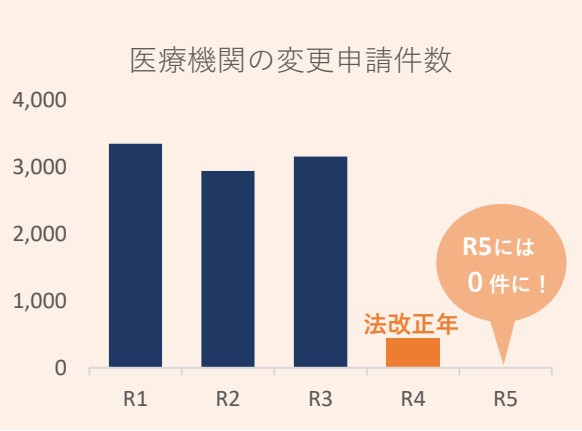

令和2年6月	本提案
↓	↓
令和4年5月20日	法改正
↓	↓
令和4年6月1日	記載の包括化

関係者の声

保健所職員

申請漏れによるトラブルや申請の廃止に関する相談等、前々から問題となっていたことが一挙に解消されたので、本当に良かったです。

申請受理後の審査処理等も大変だったので、助かっています。

保健所職員

正直、医療機関を変更するたびに事前申告を求めるのは、無駄に感じていたので、解決してよかったです。

これからも「地方分権改革 提案募集方式」を活用したいです！

助成制度利用者

以前、医療機関の変更を事前に申告する必要があることを知らず、助成を受けられなかったことがありました。

申告漏れで助成の対象外になることが無くなり、感謝しています。

助成制度利用者

これまで医療機関を変更したくても、いちいち申請するのが面倒で、受診をあきらめたこともありました。

事前申告をやり直す必要なく、指定医療機関ならどこの受診でも助成対象となり、助かっています。